インターネットでの情報提供資料			
平成27年	6月	1日	

所 属	大垣市総務部課税課		
担当	課長:田中、主幹:伊藤、係:高橋		
連絡先	81-4111(内線343)		

平成27年度市たばこ税(平成27年4月売り渡し分/平成27年5月申告納付分)について

- 市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合に、その製造たばこに対して課される市税です。また、市たばこ税は、本市の一般会計歳入予算(平成27年度当初予算:598億9,000万円)の43.8%を占める市税(平成27年度当初予算:262億4,000万円)の4.4%に当たる大変貴重な財源となっています。
- このたび、地方税法第473条及び大垣市税条例第80条の規定に基づき、平成 27年度市たばこ税(平成27年4月売り渡し分)の申告納付を受けました。

1. 平成27年度市たばこ税(平成27年4月売り渡し分/平成27年5月申告納付分)

(1)課税対象及び課税額

課税対象	納税義務者数 (法人)	課税標準数量 (本)	税 額 (円)	税額合計(a)
旧3級品の紙 巻たばこを除 く製造たばこ	3	18, 175, 866	95, 641, 406	97, 560, 609
旧3級品の紙巻たばこ	1	769, 220	1, 919, 203	91, 300, 009

課税対象	返還控除本数 (本)	返還控除税額 (円)	返還控除額計 (b)	課税額(a)-(b)
旧3級品の紙 巻たばこを除 く製造たばこ		422, 275	499 079	97, 137, 636
旧3級品の紙巻たばこ	280	698	422, 973	91, 131, 030

(2)納期

平成27年5月1日~平成27年6月1日

2. 平成27年度市たばこ税(課税累計額)

	平成27年度		平成26年度	課税累計額
申告納付年月	税額	課税累計額	課税累計額	前年度比増減
	(円)	(円)	(円)	(%)
平成27年 4月	94, 054, 673	94, 054, 673	134, 717, 812	△30. 18
平成27年 5月	97, 137, 636	191, 192, 309	203, 936, 389	△6. 25

3.参考(市たばこ税の概要)

(1)課税の対象

卸売販売業者等が小売販売業者若しくは消費者等に行う売渡し又は消費等に 係る製造たばこ

(2)納税義務者

- ○製造たばこの製造者
- ○特定販売業者(輸入業者)
- ○卸売販売業者

(3)税 率

区 分	内 容	税率
旧3級品以外		1,000 本につき
11 3 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11		5, 262 円
旧3級品	専売納付金制度下において3級品目とされていた紙巻たばこ (エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6納)	1,000 本につき 2,495 円

(4) 申告納付

毎月1日から末日までの間の数量及び税額等を記載した申告書を翌月月末までに提出するとともに、申告書に記載した税額を納付。